

「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の取組状況について

◎ 趣旨

「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」(H26～H29)の進捗状況について協議するもの

1 「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」について

(1) 策定の目的

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として、障がい者やその家族のニーズの多様化や法制度の変化に的確に対応し、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成26年3月に策定した。

(2) 計画の構成・・・**参考3 計画の概要**

①基本理念

第4次プランの目指す社会像として、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念として設定

②基本目標

3つの基本目標とその達成度を評価するための成果指標を設定

※成果指標の達成度は、次回の計画改定時(平成29年度)にアンケート調査により実施

③基本施策

基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定

※施策指標の達成度は、次回の計画改定時(平成29年度)にアンケート調査により実施

④取組

基本目標を達成するための具体的な活動を計画に位置付け、所管課が主体的に進行管理を行う。(全76取組)

特に、基本目標の達成に向け効果的な16取組を「主要取組」に位置づけ、活動目標を設定し、毎年進行管理を行う。

2 主要取組の評価について

(1) 評価の考え方

- 平成27年度の取組のうち、活動目標の目標値を設定している取組については、平成27年度の年次目標値から評価を行うとともに、活動目標を設定していない取組については、平成27年度内の取組内容から進捗状況の評価を行う。

区分	H27 取組の評価
活動目標の達成率90%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	A 順調
活動目標の達成率65%以上90%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	B 概ね順調
活動目標の達成率65%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	C やや遅れている

※活動目標達成率の評価基準は、本市の行政評価を参考

(2) 主要16取組の評価及び進捗確認・・・別紙2参照

【平成27年度の取組内容に対する評価】

区分	H27の取組内容に対する評価
A 順調	12取組(75.0%)
B 概ね順調	3取組(18.8%)
C やや遅れている	1取組(6.2%)

① 全体評価

- ・平成27年度の年次目標に対する評価では、「A 順調」の取組が75.0%、「B 概ね順調」の取組が18.8%であり、全体の9割以上が予定どおり順調に取り組まれている。
- ・年次目標に到達しない取組については、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進する必要がある。また、引き続き検討を進めている取組については、関係団体等との意見交換や関係機関等との連携強化を図りながら、着実に検討を進めていく。

(3) 各基本目標における平成27年度の取組状況及び評価

【基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域における相談支援体制の充実	「基幹相談支援センター」の設置をはじめとする相談体制の充実	A
・成年後見制度の周知・啓発の推進	制度の利用促進に向けた周知啓発、市民後見人・法人後見人の育成	A
・高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化	「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」における関係機関との情報共有、会議の開催	A
・グループホームの設置促進	施設整備等の支援の充実	A
・在宅医療を含む地域療養支援体制の確保	身近な地域で適切な医療やリハビリテーションが受けられる体制の確保	A

イ 取組状況

- ・「地域における相談支援体制の充実」については、平成27年4月1日に、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を障がい福祉課内に設置し、警察・病院・市内7か所の「障がい者生活支援センター」などの関係機関との連携を図りながら、処遇困難なケースの直接支援や、障がい者虐待に対応するとともに、相談支援事業所に対する相談支援に関する専門性の向上を図るための助言や、研修会等を開催している。
- ・「成年後見制度等の周知・啓発の推進」については、市社会福祉協議会が運営する「法人後見運営委員会」に委員として参加し、法人後見人の活動を支援するとともに、障がい者団体等に対する制度の理解促進に努めている。

- ・ 「高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化」については、警察や弁護士等の専門家や行政機関で構成する「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」の開催や、DV等に関する出前講座による市民への周知啓発を行った。
- ・ 「グループホームの設置促進」については、障がい者が地域で安心して暮らせる居住の場を確保するため、施設整備等を支援している。
- ・ 「在宅医療を含む地域療養支援体制の確保」については、病院と介護従事者の連携を図るため、入院患者の円滑な在宅療養への移行に向けた退院支援ルールの試験運用を開始したほか、医療・介護等関係者の連携強化や能力向上を目指す研修を定期的で開催している。また、在宅におけるリハビリテーションの普及に向けた検討を開始した。

ウ 今後の取組

- ・ 障がい者が生涯にわたり安心して地域で生活できるよう、「基幹相談支援センター」において、引き続き相談支援事業者等に対する助言や処遇困難ケースへの対応等を行うとともに、当事者団体や学識経験者、障がい福祉サービス事業所等で組織する「障がい者自立支援協議会」と連携を図りながら、平成27年3月策定の「第4期障がい福祉サービス計画」において目標に設定した、地域での生活への移行を促進する「地域生活支援拠点」の体制づくりについて検討を進める。

【基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・ 発達支援ネットワーク事業の充実	医療・保健・福祉・教育・就労の連携強化、一貫した支援の推進	A
・ 障がいのある児童生徒等への教育支援の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた総合的な観点からの就学先の決定、指導の実施	A
・ 障がい者職場定着支援の充実	相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実	A
・ 工賃向上支援の充実	障がい者支援施設等製品販売所の運営、物品の優先調達の推進	A
・ ボランティア活用による社会参加活動の促進	障がい者の社会参加等を支援するボランティアの養成	C
・ 外出・移動支援の充実	外出・移動支援に関する事業の再構築	B

イ 取組状況

- ・ 「発達支援ネットワーク事業の充実」については、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」において平成26年度に作成した、発達障がいへの理解啓発紙（乳幼児期編）を活用した講演会や地域への出前講座等を行い、理解促進を図るとともに、本年度は新たに、学齢期における発達障がいの特性をまとめた啓発紙「発達障がいを理解しよう！（学齢期編）」を作成した。
- ・ 「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」については、教育センターの就学相談において、幼児児童生徒の状態、保護者・本人の意見、学校の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するとともに、「市合理的配慮検討会」を開催するなどして対象児童生徒等への合理的配慮の提供について検討を行った。
- ・ 「障がい者職場定着支援の充実」については、「宇都宮市障がい者自立支援協議会就労支援部会」において、新たに、企業と就労系事業所との意見交換会を実施するとともに、ハローワークとの合同企業訪問を行うなど、福祉施設から就職した障がい者が、施設職員の定期的な訪問相談等を受けることにより、職場に定着できるよう、本市独自の「障がい者職場定着支援事業補助金」により支援した。
- ・ 「工賃向上支援の充実」については、庁舎内販売所わく・わくショップUの運営や特別販売会の開催回数を増やすことにより、工賃向上を支援するとともに、新たに施設等製品の写真等を掲載したカタログを作成し、庁内外における販路の拡大を図っている。
- ・ 「ボランティア活用による社会参加活動の促進」については、特に若い世代が気軽にボランティア活動に参加できる機会を拡充するとともに、イベント性の高い単発的な講座については見直しを図り、継続したボランティア活動に繋がるような内容の講座に重点を置いて事業に取り組んだ。
- ・ 「外出・移動支援の充実」については、障害者総合支援法の施行3年後の見直しにおける、通勤・通学に対する移動支援の導入などについて情報収集を行ってきたが、平成28年3月の法改正には盛り込まれなかったことから、引き続き、移動・外出支援の充実について検討を行っていく。

ウ 今後の取組

- ・ 障がい者の自立した生活を支援するため、今後も一般就労した障がい者の職場定着の支援や、企業と就労支援機関との意見交換などに取り組むとともに、企業に対し、障がい特性や障がい者の就労について理解促進を図る。また、就労系事業所における経営の視点などからの見直しが必要であることから、来年度は新たに経営改善のための支援に取り組み、さらなる工賃向上を図る。
- ・ 障がいのある子どもに対し、乳幼児期から青少年期まで一貫した支援の充実を図るため、発達障がいへの理解啓発紙の就労期編を作成するとともに、さらなるインクルーシブ教育の推進に向け、小中学校における合理的配慮に係る基本的な考え方をより明確にする。

【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり】

ア 評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実	イベント等を通じた地域や企業に対する理解促進の推進	A
・障がいを理由とする差別解消の推進	「障害者差別解消法」に基づく本市のガイドラインの策定	A
・小中学校における障がい者への理解促進事業の充実	出前講座の開催など理解促進事業の充実	B
・地域福祉ネットワーク形成支援	地域住民や福祉関係者の連携協力により福祉活動ができるネットワークの形成支援	A
・情報バリアフリーの普及啓発	出前講座の開催など普及啓発事業の充実	B

イ 取組状況

- ・ 「地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実」については、「障がい者週間」に合わせ、JR宇都宮駅や商業施設等において街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域において障がい者と交流を深めながら理解促進を図る「宇障連地域交流事業」の開催を支援した。
- ・ 「障がいを理由とする差別解消の推進」については、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に対応するため、市民が合理的配慮の提供について理解を深め、的確に対応するためのツールの一つとして「ヘルプカード」を作成し、障がい者が外出先等で困った時に周囲の人に支援を求められるよう、障がい福祉サービス事業所等を通じて障がい者に配布するとともに、広く周知を図るため、PRイベントを開催した。また、職員一人ひとりが法の趣旨を理解し、的確に対応できるよう、平成28年2月に「宇都宮市職員の対応要領」を策定し、3月に職員研修を実施する。
- ・ 「小中学校における障がいへの理解促進事業の充実」については、小学校を対象とした「盲導犬ふれあい教室」の開催や、今年度は新たに、「障がい者週間」に合わせた理解促進出前講座を小学校で実施するとともに、東及び南図書館において、小学生を対象とした手話付き絵本の読み聞かせを開催した。
- ・ 「地域福祉ネットワーク形成支援」については、「小地域福祉活動計画」の策定におけるモデル地区（市内5ブロックに各1地区ずつ、計5地区選定予定）を2地区選定し、計画策定の事前準備としての地域の現状を把握するための地域の福祉マップづくりなど、策定作業を進めるとともに、その他の地区において、随時地域住民と意見交換を行うなど、策定に向けた取り組みを推進した。
- ・ 「情報バリアフリーの普及啓発」については、市の広報紙や障がい者サービスのしおりなどの点字版・音声版を作成するとともに、市のホームページを音声読み上げソフトに対応した形式に充実するなど、障がい特性に応じた情報提供を推進している。

また、民間事業者や地域団体等に対し出前講座を実施し、障がい特性に応じた情報提供方法やコミュニケーションにおける配慮について理解促進を図った。

ウ 今後の取組

- ・ 障がい者を理由とする差別解消の推進については、市役所障がい福祉課内に障がい者差別の解消に関する相談窓口を設置するとともに、当事者団体や関係機関で組織する「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、合理的配慮の提供等に関する取組の検討や民間事業者等への情報提供等を行う。また、市民や民間企業等に対し、広報紙やホームページでの周知など様々な方法を用いながら、分かりやすい周知啓発に取り組む。